

議第32号 呉市ふぐの処理等に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

これまで地方公共団体が独自に定めていた、ふぐの処理をする者（以下「ふぐ処理者」といいます。）の認定に関する基準について、全国的に平準化を図ることを目的に「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号。以下「認定基準」といいます。）が国から示されたこと等を踏まえ、ふぐの処理者の認定等について必要な事項を定める条例を制定するものです。

2 制定の経緯

ふぐ処理者の認定については、「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知及び乳肉衛生課長通知。以下「通知」といいます。）により、有毒部位の確実な除去等ができる者として都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」といいます。）の長から認定を受けることとされており、当該認定については、都道府県等が条例、要綱等で必要な事項を定めることとされており、呉市においては、通知に基づき、フグの処理等に関する指導要綱（昭和59年4月1日実施）でふぐの処理等に関する基準を定めています。

これまで、ふぐ処理者の認定に必要な講習会の受講又は試験の受験の要件及び手続並びに必要な知識及び技術が都道府県等により異なっていることから、都道府県等の間でふぐ処理者の資格の受入れが進んでいない状況となっています。

この状況に対応するため、ふぐ処理者の認定に係る制度への国の関与を明確化し、ふぐ処理者の知識及び技術の全国的な平準化に資することを目的として認定基準等が国から示されたことから、認定基準等を踏まえ、新たに条例でふぐ処理者の認定等に係る手続等を定めるものです。

3 条例の主な内容

条例の内容については、「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和2年5月1日付け生食発501第10号）に基づいています。

(1) ふぐの販売の禁止及び処理の制限について（第3条・第4条）

ふぐは、原則として、ふぐ処理者又はその者の立会いの下に他の者が処理したものを除き、食用として販売することを禁止します。

また、ふぐの処理は、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者が業として従事するものとし、ふぐ処理者でない者は、ふぐ処理者の立ち会いの下にその指示を受ける場合でなければ、ふぐの処理に従事できないものとします。

(2) ふぐ処理者の免許（第5条）

ふぐ処理者試験に合格するなどの要件を満たす者は、市長に対して申請し、名簿へ登載されることによって、ふぐ処理者の免許を受けられることとなります。

す。この場合において、市長は、ふぐ処理者に対してふぐ処理者免許証を交付します。

(3) ふぐ処理者の欠格事由（第6条・第7条）

免許の取消処分を受けてから1年を経過しない者など、調理師法（昭和33年法律第147号）の規定を参考に、免許を与えない欠格事由（絶対的欠格事由及び相対的欠格事由）を定めます。

(4) ふぐ処理者の免許の取消し等（第11条）

市長は、ふぐ処理者が不正な手段により免許を受けたときは、免許を取り消すものとし、また、ふぐ処理者が食中毒等の衛生上重大な事故を発生させたときは、免許の取消し又は期間を定めて免許の効力の停止をすることができるものとします。

(5) ふぐ処理者の遵守事項（第12条）

ふぐ処理施設以外の場所でふぐ処理に従事しないことなど、ふぐ処理者が業としてふぐ処理に従事する場合の遵守事項を定めます。

(6) ふぐ処理者試験（第13条―第15条）

ふぐ処理者に必要な知識及び技能を確認するため、市長はふぐ処理者試験を行うものとします。

また、ふぐ処理者試験の受験資格については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校の入学資格を有することとします。

(7) ふぐ処理施設（第16条）

ふぐ処理を行う施設を営もうとする者は、当該施設ごとに市長に申請し、その登録を受けなければならないこととし、登録を受けた者は、登録証を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこととします。

また、施設は、食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成12年広島県条例第11号）に規定する要件を満たさなければならないこととします。

(8) 手数料の設定（第18条・第19条）

ふぐ処理者試験や免許証の発行等に係る手数料を定めます。

手数料は、この条例に基づく事務や試験等に係る所要時間を基に、人件費等を勘案して広島県が算定した額と同額とします。

なお、広島県知事、広島市長又は福山市長の免許等を受けている者が行う免許申請等については、手数料の納付を要しないこととします。

(9) 既存ふぐ処理者などに係る経過措置等（付則）

この条例の施行の際現に広島県、広島市、呉市又は福山市が行うふぐ処理者講習会を修了している者その他規則で定める者（以下「既存ふぐ処理者」といいます。）については、経過措置として、この条例の施行の日から起算して2年を経過する日までは、ふぐ処理者として、引き続きふぐ処理を行うことができることとし、当該経過措置期間内に既存ふぐ処理者から申請があったときは、当該既存ふぐ処理者に対して免許を与えることができることとします。

また、この条例の施行の際、業としてふぐ処理を行っている施設であって

営業の許可を受けているものなどについて、その許可の有効期間が満了するまでの間は引き続きふぐ処理を行うことができるよう特例を定めます。

4 広島県内の状況

県内で統一した運用を図るため、広島県及び県内の保健所設置市（広島市、呉市及び福山市）が協議し、保健所設置市は広島県と同様の内容で条例を制定することとしています。

5 施行期日

令和4年4月1日